

# 意見陳述書

2013年3月22日

佐賀地方裁判所 民事部 御中

原告 遠藤 百合香

## 1 はじめに

私は、玄海原発から東に80キロに位置する福岡県大野城市に在住する一児の母です。玄海原発で事故が起こったときの避難範囲に、大野城市は入っていません。九州電力のシミュレーションでも、大野城市を含めた筑紫地区には事故の被害は及ばないとされています。しかし、福島第一原発事故の被害を見る限り、そのような見通しは信じられませんでした。自治体や、電力会社の被害予測が信用できない以上、私たちが自分たちで被害範囲を調べる必要があると思い、昨年12月8日、原告の仲間とともに、玄海原発から風船を飛ばして放射性物質の飛散範囲を調べる取組みをしました。これが風船プロジェクトです。この日の様子はインターネットで配信され、日本だけでなく、外国に移住されている方々にも見てもらいました。

## 2 風船が落下した結果

風船の飛んだ範囲は添付資料のとおりです。玄海原発のそばから飛ばした1000個の風船は、西風に乗り、2時間20分後に福岡市西区で、7時間後には徳島県で発見され、四国一帯、遠くは奈良県まで飛んでいきました。私の住んでいる福岡県大野城市の上空も通過しています。昨年11月、原子力規制委員会の放射性物質の拡散予測に九電のデータ入力ミスがあったことが報道されました。その後データは修正されましたが、この風船の落下した結果を見れば、

正しく入力されたデータさえも全く信用できないと思います。

しかし、私にとって、この風船の落下した結果は意外ではありませんでした。福島第一原発事故の被害を見る限り、被害範囲がこのくらいに広がることは当たり前です。風船の落下した結果をツイッターで公開しましたが、多くのフォロワーが私と同じ感想を持っていました。みんな電力会社や自治体、国のいうことを信用していないのです。

### 3 自治体や九電への申し入れ

多くの自治体は、被害範囲を狭く想定し避難範囲を決めています。住民の安全に責任を負っている自治体は、被害範囲の予測を、慎重の上にも慎重に行うべきです。放射性物質の拡散により被害を受けるのは私達住民なのです。

私達原告は、この風船の落下範囲の結果を持って、福岡県、福岡市、佐賀県、唐津市、九州電力にも申し入れに行きました。

私は、九電への申し入れの際、被曝によるガンや病気についてどう思われるのか質問してみました。対応された九電の方は、なんと、「放射性物質とガンや病気との因果関係は認められません」と回答したのです。自分達がいかに危険極まりないものを取り扱っているという認識が無いのか、あまりにも自覚の無い発言を聞き、このような意識を持つ九電に対する不信感は更に増し、憤りを感じました。私は、原発を再稼働する事は絶対に許してはいけない、このような企業を放置する事すら許されないと思いました。

私は今年1月、経産省で行われた九電の値上げ申請についての公聴会でも意見陳述を行い、風船の落下した結果を伝え、原発再稼働について慎重に考えるよう意見を述べました。しかし、国や九電は互いの責任を擦り付け合うような回答しかせず、私は、九電や国は市民の命

や健康よりも別の何かを優先させている、私たちの存在を軽んじていると受け止めました。

#### 4 最後に

原発の問題を考えるには、専門的・科学的な知見が必要ですから、専門家の方々が中心に検討するのは当然かもしれません。しかし、事故の被害に遭うのは私たち市民です。原発の問題を考えるときに、私たち市民の意見が置き去りにされていいはずがありません。

それなのに、一部の専門家だけで被害範囲を決めてしまうようなことが堂々とまかり通っています。それも「原子カムラ」といわれる原発推進の人たちによってです。

私は、そんな事態に少しでも抵抗し、私の子どもの命や健康は私が守ろうと、風船飛ばしのような市民運動やツイッターを通じた情報提供に取り組んでいます。私が配信する情報には常に反応があり、私達に共感してくれる人達は日々増え続けています。

裁判所をお願いします。この裁判を、一部の専門家の専門的意見を聞くだけの場にはしないで下さい。繰り返しますが、被害に遭うのは私たち市民です。私たち市民は安全で安心した暮らしを送りたいのです。玄海原発の稼働の是非が問題となっているこの裁判において、被害を受ける市民が玄海原発の稼働に対する不安や危機感を抱いていることに、そして原発の稼働に十分な納得をしているのかについて、裁判所は強い関心を払うべきだと思います。以上で、私の意見陳述を終わります。

以上